

○新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間の特例に関する規則

昭和62年1月20日組合規則第5号

改正

平成2年1月31日組合規則第4号

平成5年4月1日組合規則第2号

平成8年1月17日組合規則第2号

平成9年3月31日組合規則第1号

平成12年3月31日組合規則第3号

平成13年10月1日組合規則第4号

平成18年1月1日組合規則第4号

平成19年4月1日組合規程第4号

(目的)

第1条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年組合条例第2号）による準用条例（平成18年五泉市条例第32号）第4条の規定により勤務時間、休憩時間、休息時間及び勤務を要しない日について定めることを目的とする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き次の各号により園長が割り振るものとする。

(1) 普通通勤 8時30分から17時15分まで

(2) 援助員看護婦の普通勤務以外の勤務

半日勤務 9時15分から13時まで

遅番勤務 13時から23時30分まで

宿直勤務 23時30分から5時45分まで

早番勤務 5時45分から9時30分まで

なお、この外処遇上特に必要がある場合は、別に早番遅番の時間を割り振ることができるものとする。

(3) 調理員の普通勤務以外の勤務

1日勤務 7時から18時まで

早番勤務 7時から13時まで

遅番勤務 13時15分から19時15分まで

(休憩時間)

第3条 休憩時間は、次の各号により勤務の途中に園長が定める。

普通勤務の場合 45分

援助員、看護婦の遅番勤務の場合 2時間15分

調理員の1日勤務の場合 1時間

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和61年9月1日から適用する。

2 新潟県中東地区精神薄弱児施設組合職員の勤務時間の特例に関する規則（昭和55年規則第2号）は、廃止する。

附 則（平成2年1月31日組合規則第4号）

この規程は、公布の日から施行し、平成元年12月31日から適用する。

附 則（平成5年4月1日組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年1月17日組合規則第2号抄）

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、平成8年1月1日から適用する。

附 則（平成9年3月31日組合規則第1号）  
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日組合規則第3号）  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日組合規則第4号）  
この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成18年1月1日組合規則第4号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日組合規則第4号）  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。